

○公正取引委員会の審査に関する規則新旧対照条文

改正後	改正前
<p>(意見申述等の方式)</p> <p>第二十八条 第二十六条第五項の通知を受けた者は、指定された期限までに、委員会に対し、文書をもって同項第一号に掲げる事項について意見を述べ、及び証拠を提出することができる。</p> <p>〔2〕4 略〕 (押印の省略)</p> <p>第三十条の二 審査手続において提出すべき文書は、法第四十七条第一項第一号に掲げる処分に基づき提出すべき文書を除き、押印を省略することができる。</p> <p>2) 委員会の職員は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、提出者に対し、前項の文書が真正なものであることを証明する書類の提出の指示その他の方法により、その内容を<u>確認するものとする。</u></p>	<p>(意見申述等の方式)</p> <p>第二十八条 第二十六条第五項の通知を受けた者は、指定された期限までに、委員会に対し、文書をもって同項第一号に掲げる事項について意見を述べ、及び証拠を提出することができる。この場合において、<u>供述を証拠として提出するときは、供述者が署名押印した文書をもって行わなければならない。</u></p> <p>〔2〕4 同上〕</p> <p>〔条を加える。〕</p>